

【001】 わが国の憲法が保障する自由権に関する記述として妥当なものはどれか。

- 1 刑事事件の被疑者に対する取り調べにおいて、拷問など身体の自由を不当に侵害することにより自白を強要することは禁止されている。しかし、拷問によるものでなく被疑者が任意に自白したと認められる場合には、その自白が唯一の証拠であっても刑罰を科することができる。
- 2 国民が自分の思想や意見を外部に発表する、いわゆる「表現の自由」は保障されており、国家が発表に先だって内容を審査する検閲は許されていない。また、事実を報道する「報道の自由」についても、「国民の知る権利」に奉仕するものであるとして「表現の自由」に含まれる。
- 3 私有財産を国家権力が侵すことは許されない。鉄道、ダムなど公共の福祉のために土地を使用する必要があり、国が正当な補償を提示した場合でも、所有者がこれを正当な補償でないとして拒否するときは、国はこの土地を強制的に収用することはできない。
- 4 刑事事件において被告人は公平な裁判を受ける権利を有する。このことから裁判は原則として公開の法廷で行うことになっているが、被告人から申し出があれば、被告人のプライバシーを尊重して、裁判官の全員の一致によりこれを非公開とすることができる。
- 5 国民がどこに住居を定め又は移転し、どのような職業を選択するかは各人の自由意思で決定できる。したがって、国が国家公務員に対して一定の場所に居住を命じたり、特定の種類の職業を兼ねることを禁止したりすることは許されない。

【002】 わが国の基本的人権に関する記述として、最も妥当なものはどれか。

- 1 憲法14条は法の下での平等を定めているが、合理的な区別は認められており、不合理な差別的取扱いだけが禁止される。
- 2 憲法19条は、思想・良心の自由を保障しているが、民主主義を否定する思想についてまでは、その保障は及ばない。
- 3 憲法20条の保障する信教の自由には、宗教上の結社の自由までは含まれない。
- 4 憲法21条の表現の自由は、基本的人権の中でも重要なものであるから、制限することは許されない。
- 5 憲法22条1項は職業選択の自由を保障しているが、営業の自由までも保障しているわけではない。

【003】 「表現の自由」に含まれる諸権利について、以下のそれぞれの記述の「この権利」の内容が、公権力との関係において請求権的側面をもつものはどれか。

- 1 「この権利」は、言いたいことを主張するという「表現の自由」の原点をなすものである。
- 2 博多駅フィルム事件における最高裁決定は、国民の「この権利」の概念を用いて報道の自由の意義を説いている。
- 3 「この権利」は、情報流通という観点から欠くことのできないものではあるが、具体的権利となるためには情報公開法等の制定が必要であると主張される。
- 4 「この権利」は、20世紀になって情報の送り手と受け手の分離が生じ、表現の自由を受け手の側から捉え直す必要が唱えられるようになった。
- 5 「この権利」は、他人への伝達を強制されないという意味で、言いたくないことを言わない自由を含むといわれる。

●解答 【001】 2

- 1 自白が唯一の証拠の場合は刑罰を科すことはできない。
- 3 収用できる
- 4 被告人の申し出がなくとも、裁判官の全員一致で非公開とできる。
- 5 禁止できる

【002】 1

- 2 内心にとどまる限り保障される
- 3 結社の自由も含む
- 4 公共の福祉による制限を受ける
- 5 営業の自由も保障される

【003】 3

- 1 言論・出版の自由
- 2 知る権利の内容であるが、請求的側面を持つものではない。
- 4 アクセス権
- 5 取材の自由